

震災に便乗した悪質商法にご注意を！

その1 ◆ 点検商法 ◆

「震災で浄化槽が壊れた家が多い。以前、工事を請け負った業者が倒産したので、そのアフターサービスに来ました」と訪問があり、その後シロアリ駆除やリフォーム工事等を勧誘され、次々に契約を締結させられた。



悪質商法撃退の合言葉

いりません！
断ります！
帰ってください！

アドバイス

- 「無料」や「安い料金で点検します」、「アフターサービスです」などの言葉には注意しましょう。
- 点検結果をうのみにせず、住宅などに心配な点がある場合は、信頼できる複数の業者に相談しましょう。
- 「結構です」や「いいです」といったあいまいな言葉はトラブルのもとです。必要のないものを勧められたら、きっぱりと断りましょう。

その2 ◆ あやしい投資の勧誘 ◆

業者から電話があり、「震災以降、急成長している会社があり、近々上場する予定である。上場すれば株価が上がって必ずもうかる」と未公開株の購入を勧誘された。

その3 ◆ あやしい投資の二次被害 ◆

以前、投資詐欺で多額の被害にあったことがある。ある日 A 社から電話があり、「以前の被害金額の80%の回復ができる。そのためには、福島県民だけが買える B 社のファンドを購入するように」と指示された。それ以前から B 社のファンドについては、A 社以外の複数の会社から購入権を譲ってほしいと別に電話が来ていたため信頼して申し込んだが、本当に以前の被害分を取り戻すことは可能なのだろうか。

その4 ◆ あやしい訪問販売勧誘 ◆

放射性物質を取り除く浄水器、空気清浄機の広告を持って販売員が家に訪れた。

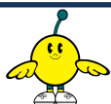
購入すれば、「代金は一旦支払ってもらうが、その分は東京電力に賠償請求し、入金確認後に返金する」と言う。それについての賠償の手続きも代行してくれるとのことであるが、信用して大丈夫だろうか。

アドバイス

- “必ずもうかる”などのうまい話はありません。「高配当」「元本保証」などのうたい文句に惑わされないようにしましょう。
- あいまいな返事をしていると相手のペースに巻き込まれてしまいます。はっきりと断りの意思を伝え、話は手短かに終わらせましょう。
- 内容が理解できない金融商品は、契約しないことです。「聞き慣れない用語ばかりでよく分からないけれど金融のプロにまかせよう」と信用することは危険です。
- 複数の業者が登場する「劇場型」や過去に購入した未公開株の被害を取り戻したいという心理につけ込む「被害回復型」など巧妙な手口が増えていきますので、注意してください。

アドバイス

- 科学的根拠やデータがない広告も見られます。広告や営業トークをうのみにせず、本当にその商品が必要か、こちらが期待するものなのかどうかを冷静に考え、購入は慎重に検討しましょう。
- この事例では、損害賠償の対象となる明確な根拠は見当たりませんでした。業者の話をうのみにせず、賠償の対象となるのかきちんと確認しましょう。
- 業者に損害賠償請求等を代行してもらうことは、個人情報の流出につながり、新たな勧誘などを受ける恐れがありますので、注意してください。



—ひとりで悩まず、相談してください—

福島県消費生活センター(消費生活課)

024-521-0999

【相談受付時間】 平日 午前9時～午後6時30分



消費生活センターでは、ほかにどんな相談が多いの？

その1 ◆ ワンクリック請求 ◆

小学生の子どもがパソコンで無料のゲームをしていたら、アダルトサイトにつながり、何かのボタンをクリックしてしまったようで、「3日以内に入会金を振り込んでください」と表示された。驚いてパソコンの電源を切り再起動をしたが請求の表示画面が消えない。請求画面に記載された連絡先に電話をしたところ早急に料金を支払うよう脅された。

アドバイス

- 消費者が「有料」であることに同意して申し込んでいるのではなく、『契約』が成立しているとは言えません。業者からの一方的な「不当請求」ですので請求は無視し、絶対に支払わないでください。
- 業者へは絶対に連絡しないでください。連絡すると個人情報を聞き出される恐れがあります。
- 表示画面が消えない場合は（独）情報処理推進機構のホームページを参照してください。

その2 ◆ サクラサイト商法 ◆

携帯電話に知らない人からメールが届くようになり、「悩みを聞いてくれればお金を渡す」というメールにアルバイト感覚で返信した。その後、やり取りを続け、お金を受け取るために必要と言われて、後でお金をもらえると信じて様々な手続き費用を支払ったが、有料サイト利用のポイント代が2週間で30万円にもなってしまった。結局お金はもらえなかった。

アドバイス

- メール交換の相手はサイト業者が仕立てた「サクラ」の可能性があります。「サクラ」は有料のメール交換を頻繁に利用させ、支払いをつづけさせようとしています。
- 「サクラ」を立証することは難しく、一度支払った費用を取り戻すのは極めて困難です。トラブルに巻き込まれないためには、サイト利用のきっかけとなる迷惑メールは開かない。
- ネット上の見知らぬ相手を信用しないことが大切です。

出前講座のご案内

福島県消費生活センター（消費生活課）や福島県金融広報委員会（事務局：日本銀行福島支店）では、出前講座を随時実施しています。

無料で講師を派遣しますので、希望するテーマに応じて是非ご利用ください。

＜福島県消費生活センター＞

- テーマ 悪質商法、振り込め詐欺、インターネット・トラブル など
- 派遣先 公民館、老人会、民生児童委員協議会、中学・高校・大学など
- 講師 県消費生活センター職員
- 申込先 県消費生活センター（消費生活課）
電話 024-521-7736



その他、食の安全に関することについてもお話しします。
お気軽にお問い合わせください。

＜福島県金融広報委員会＞

- テーマ 金融、生活設計、金銭教育、消費者問題 など
- 派遣先 各種学習会、大学等
- 講師 金融広報アドバイザー
（ファイナンシャルプランナー、司法書士など）
- 申込先 福島県金融広報委員会
（事務局：日本銀行福島支店総務課）
電話 024-521-6355

消費生活無料相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、

【弁護士・司法書士による法律相談】

【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的を実施しています。

相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

- 【相談場所】 県消費生活センター 福島市中町8番2号（自治会館1階）
 県南地方振興局 白河市昭和町269番地（県白河合同庁舎）
 会津地方振興局 会津若松市追手町7番5号（県会津若松合同庁舎）



※7月から県中地方振興局においても実施します。

（相談場所：福島県郡山市虎丸町7番7号（郡山市労働福祉会館）

- 【問い合わせ】 県消費生活センター 相談専用電話 **024-521-0999**

「くらしの情報 震災特別号」次号は10月発行予定です。「くらしの情報」はインターネットでもご覧いただけます。

福島県

検索 ふくしまくらしの情報

生活環境部消費生活課 024-521-7736 （平成24年6月発行）